

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

人事委員会

○人事委員会規則七―三十三(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則

ページ

一

人事委員会

人事委員会規則七―三十三(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十四日

宮城県人事委員会

委員長 千葉 裕 一

○人事委員会規則七―三十三―七十

人事委員会規則七―三十三(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則

第一条 人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七―三十三(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を次のように改正する。

別表第一公安職給料表の項中「少年事件指導官」の次に、「サニター犯罪対策官」を、「人身安全対策官」の次に、「人身安全顧問官」を加える。

第二条 人事委員会は、職員の給与に関する条例に基づき、人事委員会規則七―三十三の一部を次のように改正する。

別表第一行政職給料表の項中

「14 高等学校、特別支援学校、中学校、小学校又は義務教育学校の総括主幹の職務

を

14 警備派出所の所長の職務
15 警備派出所の副所長の職務
16 高等学校、特別支援学校、中学校、小学校又は義務教育学校の総括主幹の職務

に改め、「管理官」の次に、「デジタル化

推進調査官」を加え、同表公安職給料表の項中「少年事件指導官」の次に、「生活経済指導官」を、「交通事故鑑識官」の次に、「高齢運転者対策指導官」を、「盗犯捜査指導官」の次に、「組織犯罪捜査指導官」を加える。

附 則

この規則中第一条の規定は令和四年三月二十五日から、第二条の規定は同年四月一日から施行する。